問い合わせ先	健康福祉局障害自立支援課
	５０４－２１４８

自立支援医療（育成医療・更生医療）に係る自己負担上限月額の変更

1　支援策の内容

自立支援医療（育成医療・更生医療）に係る自己負担上限月額を変更

2　対象者（要件等）

災害による市民税の減免の要件に該当することにより、自己負担上限月額の所得区分が変更となる方

3　手続きの方法

お住いの区福祉課に申請書を提出してください。

○中区福祉課障害福祉係　（ＴＥＬ）504-2588　（ＦＡＸ）504-2175
○東区福祉課障害福祉係　（ＴＥＬ）568-7734　（ＦＡＸ）568-7781
○南区福祉課障害福祉係　（ＴＥＬ）250-4132　（ＦＡＸ）254-9184
○西区福祉課障害福祉係　（ＴＥＬ）294-6346　（ＦＡＸ）294-6311
○安佐南区福祉課障害福祉係　（ＴＥＬ）831-4946　（ＦＡＸ）879-8565
○安佐北区福祉課障害福祉係　（ＴＥＬ）819-0608　（ＦＡＸ）819-0602
○安芸区福祉課障害福祉係　（ＴＥＬ）821-2816　（ＦＡＸ）821-2832
○佐伯区福祉課障害福祉係　（ＴＥＬ）943-9769　（ＦＡＸ）923-1611

4　その他

変更期間は、申請のあった日の属する月の翌月初日から受給者証の有効期間内